

「伊予市観光ボランティアガイド(ふるさと案内人)の会」会則

(名 称)

第1条 この会は、伊予市観光ボランティアガイド(ふるさと案内人)の会（以下「本会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 本会は、伊予市の観光ボランティアガイド団体として、伊予市の観光ガイドを行うとともに、会員相互の親睦と組織の充実に努め、伊予市への誘客を図り魅力あるまちづくりに寄与する。

(事務所)

第3条 本会の事務所は、伊予市観光協会内に置く。

(事 業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 伊予市の観光・歴史・文化資源などのガイド及び見学会などの実施
- (2) ボランティアガイド養成及び会員の資質向上のための研修会などの実施
- (3) 観光関係団体の活動などへの協力
- (4) その他本会の目的達成のために必要な事業

(会員および賛助会員)

第5条 本会は、本会の目的に賛同する会員及び賛助会員をもって組織する。

(会 費)

第6条 本会の会費は次のとおりとする。

- 2 本会の年会費は、会員1,000円、賛助会員5,000円とする。
- 3 納入された会費は、理由の如何を問わず返還しない。

(会員資格喪失)

第7条 会員は、次の場合に資格を失う。

- (1) 会費の滞納
- (2) 本会の目的に反する行動により、本会の名誉を著しく傷つけたと役員会で決定されたとき。

(役 員)

第8条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 若干名
 - (3) 理事 若干名
 - (4) 監事 2名
- 2 本会に顧問及びアドバイザーを置くことができる。

(役員の職務)

- 第9条 会長は、本会を代表しその業務を執行する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
 - 3 監事は、本会の業務及び会計を監査する。

(役員の選出)

- 第10条 役員は総会において選出する。

- 2 役員の任期は1年とする。但し、再任は妨げない。
- 3 役員は任期満了後、後任者が就任するまで引き続きその職務を行うものとする。
- 4 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 顧問及びアドバイザーは、会長が総会に諮り委嘱する。

(事務局及び職員)

- 第11条 本会に事務局及び事務局長を置くことができる。

(会議)

- 第12条 会議は、総会及び役員会とする。
- 2 通常総会は年1回開催し、会長がこれを招集する。
 - 3 会長は臨時総会を招集することができる。
 - 4 役員会は、必要に応じて会長が招集する。
 - 5 役員会の議長は、会長をもって充てる。

(総会)

- 第13条 総会は、会長が招集する。
- 2 総会の議長は、会長がこれにつくものとする。
 - 3 総会は、会員の過半数の出席により成立する。ただし、委任状の提出があるときは、これを出席者に加算する。
 - 4 総会の議決事項は、出席者の過半数をもって決定する。ただし、可否同数のときは議長がこれを決定する。

(会計)

- 第14条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。
- 2 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

- 第15条 この会則に定めるものの他、本会の運営に必要な事項は役員会で決定する。

付則

この会則は、平成25年1月28日から施行する